

消費者問題 ニュース

CONTENTS / 2012.12 No.151

レポート	1
消費者安全調査委員会（消費者事故調）スタート／消費者教育推進法成立、各地域での推進体制作りが課題	
シンポジウム	3
今あるべき食品表示の一元化～適正な表示ルールの確立を目指して～	
レポート	4
賃借人居住安定化法案（追い出し屋規制法案）の制定を求める意見書／投資信託・投資法人法制の見直しに関する意見書／特定商取引法の改正で「訪問購入」が規制対象に	
事件情報	7
振込詐欺救済法に基づき銀行口座の凍結処置を要請した被害者側弁護士に対する損害賠償請求が棄却された事例／電話機等の提携リース被害集団訴訟において、リース会社の監督責任を認めた判決	
文献・催事紹介	8

レポート

消費者安全調査委員会（消費者事故調）スタート

消費者庁・消費者安全調査委員会（以下「消費者事故調」といいます。）が2012年10月1日に発足して1か月になります。11月8日までで既に297件にのぼる問い合わせ、27件の調査申出がなされました。

しかしながら、消費者事故調の調査を実施する体制はまだ不十分です。全国地域婦人団体連絡協議会等の消費者団体は、11月5日に、以下の概要の8項目の提言を消費者事故調に提出しました。

11月6日に開催された第2回の消費者事故調では、①10月31日に再度の戸開走行死亡事故を起こしたシンドラ製エレベーターについて、6年前の東京都港区で発生した事故、②平成17年11月に東京都港区で発生したパロマ製ガス湯沸し器CO中毒事故、③東京都港区のビルで発生したエスカレーター巻き込み転落死事故の3件について、国土交通省や経済産業省が過去に行った調査内容を評価すると共に、ほかに2件（非公表）について自ら調査に入ることになりました。

一番の問題は、調査を担当する専門家の確保です。同日段階では、専門委員8人と、臨時委員19人が指名されています。しかし、審議等の公開問題は未解決のまま走り出しており、以下の提言は十分検討されていません。

このようなスタートを切った消費者事故調に対しては、日弁連としても、今後もしっかり監視して、意見を言い続け、国民の期待に答え得る機関にしていく必要があります。（全国地域婦人団体連絡協議会等による）

1 調査体制、事務局体制の整備を急ぐべきです

実際に調査を担当する専門委員等の選任はまだ不十分です。

2 国民が納得できる具体的事案の選定基準を作るべきです

「事故等原因調査等の対象の選定指針」は非常に簡単なものであり、個別の事案の選定には不十分です。

3 国民が納得できる調査・審議にするために、審議は公開をすべきです

第1回の委員会で採択された運営規程5条では「……調査委員会の会議の公開及び議事録の公表は、行わないものとする。」とされています。これは行政手続法や消費者庁設置の精神にも反します。

事案を公表することで、同種被害の情報が集まり、事故の全貌をつかめます。プライバシー、企業秘密の保護に欠ける場合のみ非公表にすれば十分です。

4 被害者参加を認めるべきです

調査を申し出た被害者や遺族には、手続参加どころか傍聴すら認められていません。刑事裁判ですら犯罪被害者の手続参加が認められています。運輸安全委員会では、原因関係者が公開を求めた場合は意見聴取が公開とされますし、公開の意見聴取会や傍聴の規程もあります。

5 関係者の調査手続を早急に整備すべきです

事故調査は、被害者や遺族が納得するものでなくてはならず、疑問点をつぶさに聞くところから原因究明は始められるべきです。運輸安全委員会運営規程3章が規定しているような関係者の調査手続を早急に整

備すべきです。

6 捜査機関と同時に調査に入れるようルールを確立すべきです

事故発生後最初に現場に入り独占的に証拠を確保する警察や消防の捜査が行われている間は、捜査中を理由に調査が阻まれ、起訴されても延々と公判前整理手続が非公開で行われます。

運輸安全委員会のように少なくとも警察庁と覚書をかわし、捜査と同時に事故原因調査に入るべきです。

7 調査の進行経過を公表すべきです

非公開の審議では、進行状況すら分からず、被害者の不安はぬぐえません。運輸安全委員会は、調査経過の公表を実施しています。是非、このような制度を採用すべきです。

8 不服申立て制度を設けるべきです

消費生活用製品安全法に基づく事故情報の公表には第三者判定委員会の審議を経ますが、その結論については独自の不服申出制度がありません。ところが、被害者がメーカー等に損害賠償の交渉や裁判をすると、メーカー等は、ここで出た結論を流用して被害者救済を拒否する例がしばしば見られます。

このような事態は、消費者事故調の結論に対しても起こり得ることから、消費者事故調の結論に対して、独自の不服申立て制度を設けるべきです。

PL 情報部会
中村雅人（東京）

消費者教育推進法成立、各地域での推進体制作りが課題

1 消費者教育推進法の制定・公布

「消費者教育の推進に関する法律」（以下「推進法」といいます。）は、2012年8月10日衆議院で法案が可決成立し、同月22日、公布されました。

今後は、年内に施行され、その後、同法により設置される消費者教育推進会議での審議等を経て政府の消費者教育に関する基本方針が策定され、それに前後して、地方でも消費者教育推進地域協議会の開催や消費者教育推進計画の策定が検討されることとなります。

日弁連では、2009年2月19日に「消費者教育推進法の制定を求める意見書」を、2011年4月15日に「消費者の権利を保障し消費者市民教育を推進する実効性のある消費者教育推進法制定を求める意見書」をそれぞれ発表し、積極的に推進法制定のための運動を進めてきました。今回の立法はその大きな成果といえ、とりわけ、同法の掲げる基本理念には、日弁連の意見書の内容が多く盛り込まれています。

2 消費者教育推進法の特徴

(1) 「消費者市民社会」を打ち出したこと

推進法の最大の特徴は、「消費者市民社会」の考え方を打ち出したことです。消費者教育の定義規定において、消費者市民社会を「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」（2条2項）と規定し、基本理念（3条）においても、「消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与する」消費者＝消費者市民の育成支援を掲げ（同条2項）、そのために必要な多角的な視点に立った情報提供（同条5項）をうたっています。

こうした消費者教育により、単なる商品やサービスの受け手ではなく、日常の商品選択や消費者として

の様々な行動を通じて、社会をより公正で持続可能なものに変えていく、主体的・能動的な消費者の育成が目指されています。

(2) 「生きる力」を育む実践的消費者教育

推進法のもう一つの特徴は、消費に関する単なる知識の伝授ではない、実践的な消費者教育を目指していることです。

基本理念（3条）では、「消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれること」（同条1項）を掲げました。

(3) 体系的で効果的な消費者教育の推進

消費者教育は、ライフステージに応じて体系的に、そして様々な生活の場面の特性に応じた適切な方法により行われる必要があります。また、学校と地域、さらには消費者団体など社会で活動する多様な主体が連携しながら教育を進めることが、効果的な消費者教育にとって欠かせません。

さらに、環境教育推進法に基づく環境教育や食育基本法に基づく食育、最近広がりを見せている国際理解教育、弁護士会や司法書士会が力を入れている法教育など、消費者教育と関連する教育との有機的な連携により、大きな教育効果が期待できます。

そこで、推進法は、基本理念（3条）において、消費者教育は上記の各理念に則って行われなければならないことを定めました（同条3項、4項及び7項）。

なお、現在、消費者庁において「消費者教育推進のための体系的プログラム研究会」が立ち上げられ、消費者教育の体系化に向けた作業が進められています。

(4) 推進体制の確立

こうした理念に則った消費者教育を効果的に進めるために、消費者庁に消費者教育推進会議をおき（19条）、同会議の意見を踏まえて国が基本方針を定めて施策を推進するという体制を整えました（9条）。地

方自治体についても、努力義務ではありますが、同様の措置をとるよう規定されました（20条及び10条）。財政上の措置についても国の義務（地方自治体は努力義務）が定められており（8条）、今後は消費者教育に関する予算の拡充が期待されます。

3 今後の展望と課題

消費者被害のない公正で持続可能な消費社会の確立のために、主体的・能動的に選択し行動する消費者を育む消費者教育は、日本社会全体の未来にとって重要な意味をもつ、創造的な営みです。日々の生活の中で、自分が手にする商品が公正な取引を通じて作られたものかどうか、自分が支払うお金が誰を潤すことになるのか、といったことに関心をもって選択し行動する消費者が増えれば、消費者行政の活性化につながり、さらには事業者の事業活動にも少なからぬ影響を与え、地域経済の活性化にもつながります。

今後の取組として重要なのは、地方における消費者教育推進地域協議会の組織や、それをきっかけとした多様な主体の連携による教育推進体制の整備です。とりわけ、消費者団体と行政とがしっかり連携すること、これまで消費者教育とつながってこなかった、関連教育分野との連携をはかること、さらには学校や地域ごとの連携のネットワーク作りが課題となります。

各地の弁護士会でも、上述の「体系的プログラム研究会」や今後設置される予定の消費者教育推進会議の成果も参考にしつつ、消費者行政や消費者教育の関係者と積極的に意見交換をしながら、消費者教育の体制整備に取り組んでいただければ幸いです。来年2013年が「日本の消費者教育元年」といえるような年になるよう、充実した取組を進めたいものです。

消費者教育・ネットワーク部会
島田 広（福井）

シンポジウム「今あるべき食品表示の一元化 ～適正な表示ルール of 確立を目指して～」

1 はじめに

2012年9月20日、弁護士会館において標記シンポジウムが開催されました。消費者庁が検討中の食品表示の根拠法一元化に関し、8月に同庁から「食品表示一元化検討会報告書」が公表されたのに合わせ、消費者側から見た「あるべき食品表示」について考えることを目的としたものです。

2 基調報告

(1) まず、主婦連合会会長で、食品表示一元化検討会(以下、「検討会」といいます。)の委員も務められた山根香織氏が「食品表示一元化検討の現状説明」のテーマで報告されました。

山根氏は、検討会を「消費者の思いが届かなかった」と総括されました。表示一元化については主婦連も大いに期待し、他団体と連携して食品表示法要綱案を提出する等積極的に活動したものの、それらは全く参考にされなかった、また、事業者の負担が強調される一方で消費者の視点からの議論は不十分であり、消費者のための表示法を責任を持って作り上げようという姿勢は最後まで見受けられなかったと振り返られました。そして、今回の報告書では先送りされた点も多く、引き続き消費者の権利の確保のために積極的に働きかけたいと述べられました。

(2) 次に、石川直基会員(大阪)が「今あるべき食品表示の一元化～食品表示一元化検討会報告書を受けて」と題して報告を行いました。

石川会員は、報告書の問題点として、一部法令のみの「一元化」の検討にとどまったこと、執行体制や表示違反に対する規制の一元化までは検討されていないことを挙げました。また、現在の表示のわかりにくさの原因が、表示ルールの不統一や表示と中身のずれにあるにもかかわらず、「文字を大きくする」という改善策では、読みやすくなりこそすれ、わかりにくさの改善にはならないと指摘し、消費者の知る権利、安

全を求める権利、食べたいものを選ぶ選択の権利に答える形での一元化が求められると結びました。

(3) 農学博士の藤田哲氏(藤田技術士事務所)は、「世界で最も遅れた日本の食品表示制度」と題して報告されました。

まず、世界の主要国の表示基準の紹介があり、日本と各国の食品表示に著しい差があることが実際の表示で示され、各国がいかに詳しくかつわかりやすい食品表示を実施しているかが一目瞭然でした。「わかりやすくする」ということは、「字を大きくして表示を簡素化すること」ではない、ということがよく理解できました。また、食品添加物表示制度、加工食品表示制度について、問題点、改善点の指摘がなされました。

そして、表示制度の実効性確保のためには不正表示を厳しく取り締まる体制が不可欠であるということ、各国の例を紹介しつつ指摘されました。

3 パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、光前幸一会員(東京)をコーディネーター、基調報告者3名をパネリストとして、基調報告の内容を踏まえた議論が行われました。

表示のわかりにくさについては、山根氏が、本来、表示は消費者の選択のためにあり、誤認させないことが重要であるのに、現状はこれに沿うものではないと指摘、石川会員からも、内容を正しく表示するルールをきちんと適用することで、生産者がそのルールを遵守し、安全確保につながるのと指摘がなされました。

加工食品の原料原産地表示の問題では、藤田氏が、農畜産物の管理・生産・流通が適切に行われたならば、同じ品質であれば原産地による差異はないとして表示は不要とするのに対し、山根氏は、加工食品に含まれる食材の産地を知りたいというのは消費者の自然な要求であり、また、わずかな加工だけで表示が不要とな



るとすれば、それがまたわかりにくさにつながる等の点から、表示は必要と述べ、意見は分かれました。この論点は検討会では棚上げにされた問題であり、今後も議論を深めていく必要があります。

表示の規制に関しては、近時の健康食品の表示・広告が指摘されました。過剰な広告や表示が過大な効果を期待させるという問題がありますが、それらへの適正な規制ができていない現状について、意見・提言が出されました。会場からも「日本の食品は(必要な表示がされていない割には)宣伝文言が多すぎるのではないか」という質問があり、藤田氏の「外国では日本のような宣伝はしておらず、日本では当たり前のようにされる表現も禁止されているものが多い。日本は表示に対する礼節がない」旨の回答には拍手が起こりました。

4 おわりに

今回のシンポジウムは平日夕刻の開催でしたが、多くの市民にもお集まりいただき、また、会場質問も多く寄せられ、日常生活と直結する「食」の分野への関心の高さがうかがわれました。

消費者庁はこれから新法の立案にかかるようですが、本シンポジウムでの議論をさらに深化させ、食品表示一元化の在り方を今後も発信したいと思います。

食品安全部会
西野大輔(秋田)

賃借人居住安定化法案（追い出し屋規制法案） の制定を求める意見書

日弁連は、2012年6月28日、「賃借人居住安定化法案（追い出し屋規制法案）の制定を求める意見書」を発表しました。概要は、以下のとおりです。

1 追い出し屋規制法案制定の必要性

(1) 政府は、2010年の通常国会に「賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案」を提出しました。同法案は、①家賃債務保証業者の義務的登録制などの業務規制、②不当な家賃取立行為の罰則による禁止、③家賃等弁済情報提供事業（家賃滞納情報等のデータベース化）の規制を柱としていました。

(2) 折からの不況で失業や減収により家賃を支払えなくなった賃借人に対して、人を威迫し、又は私生活・業務の平穩を害するような方法で家賃を取り立てたり、果ては、実力で賃貸物件から退去させたりする「追い出し」被害が、以前から社会問題となっていました。野放しにされていた家賃債務保証業者に法の網をかぶせ、すべての賃貸事業者による不当な家賃取立行為を厳しく規制する上での必要不可欠なものであり、一刻も早い成立が望まれていました。しかし、同法案は、参議院では全会一致で可決されたものの、衆議院では、度重なる継続審議の結果、2011年臨時国会で審議未了により廃案となってしまいました。国土交通省は、住宅局に安心居住推進課を設置して、法案成立後の監督行政を担うことを予定していました。立法当局が、「住まいの貧困」の解消を求める国民の声に答えられなかったことは、きわめて遺憾というべきでしょう。

(3) しかしながら、今日もなお、「追い出し」被害は根絶されていません。最近では、家賃債務保証業者等が滞納家賃の一括弁済を強硬に主張し、それ以外の提案を受け付けずに、一方的に期限を区切って明渡しを迫るな

ど、手口がより強引になってきているとさえ言えます。信頼関係破壊の法理などの賃借人保護の法制度を無視し、法に定められた手続をとることなく、実行行使により明渡しを強行する事業者の行為を規制し、賃借人の居住の安定を確保することは、喫緊の課題です。

2 求められる法案の概要

(1) 家賃債務保証業等の適正化

家賃債務保証業については、①義務的登録制を柱とする参入規制を設け、②業務内容については、賃借人から委託を受けて賃貸人と保証契約を締結し、保証債務を履行した場合に、事後的に求償権を行使することに限定し（賃貸人に代わって、家賃を回収したり、明渡しを請求することの禁止）、③保証委託契約についても、賃借人の利益が守られるよう私法上の効力に関し一定の規制（保証料の上限規制、違法な「追い出し」行為の事前認容条項の無効、求償権の違約金の上限規制、求償権についての連帯保証人取得の禁止、家賃債務保証業者以外に非事業者たる保証人がいる場合、他の保証人との関係において非事業者たる保証人に不利な条項の制限など）を行うことなどが盛り込まれるべきです。

(2) 不当な取立行為の禁止

人を威迫し、又は、私生活・業務の平穩を害するような家賃等の取立てを禁止し、違反した者に対しては、業務の形態を問わず、これを処罰する規定を設けるべきです。具体的に、深夜・早朝の督促禁止、勤務先等への連絡の禁止、貼り紙の禁止、第三者に対する弁済要求の禁止など、貸金業法と同様の取立行為の規制を設けるべきでしょう。また、鍵を交換するなどして賃借人の使用を阻害したり、賃借人の私物を搬出・処分する行為も禁止すべきです。

なお、不動産業界の一部から、個人の賃貸事業者について不当な取立行為の禁止の適用を除外する旨の意見も出ていますが、賃貸住宅の80%を占める個人事業者には適用がないと

すると、規制が尻抜けになってしまうものであり、適用除外をすべき理由はありません。

(3) 家賃滞納データベース業の禁止

2012年2月から、任意団体による家賃滞納情報のデータベース化が稼働しています。このようなデータベースは、専ら、過去の家賃滞納を理由として、保証委託・賃貸借契約の締結を拒否するために利用されるものでしかなく、非正規労働者やシングルマザーなど社会的弱者が民間賃貸住宅市場から閉め出されることになり、「住まいの貧困」を悪化させることが懸念されており、現に、そのような事態も発生しています。

また、データ等の管理を厳格に行ったとしても、家賃滞納情報を利用した入居差別や、他のデータとの照合による架空請求、ヤミ金などの悪徳業者への転売などの悪用の懸念は払拭されません。

このようにみると、家賃滞納データベースは「百害あって一利なし」というべきであり、賃借人の居住権を確保するために、端的に禁止することを含めた措置を講ずることが求められます。

3 国民の居住権保障に向けた住政策の転換を

これまで住まいの確保は、いわば国民の「甲斐性」として扱われ、市場に任されていたと言っても過言ではありません。しかし、国民が安心して住まい、社会生活を送ることができるようにするためには、そのような政策がもはや通用しないことは明らかです。

国は、賃貸住宅においても、積極的な基盤整備を行うべき責務があります。その責務を果たす第一歩として、政府は、追い出し屋規制法案を早期に国会に提出し、国会は、充実した審議の上で、速やかに成立させることが求められています。

土地・住宅部会
増田 尚 (大阪)

投資信託・投資法人法制の見直しに関する意見書

1 概要

2012年6月15日、日弁連は、「投資信託・投資法人法制の見直しに関する意見書」を金融担当大臣及び金融庁長官宛てに提出しました。

本意見書は、当委員会の金融サービス部会においてその原案を作成したものです。以下、本意見書提出の経緯・背景と、その内容についてご紹介します。

2 本意見書提出の経緯・背景

(1) 投資信託・投資法人法制の見直しとワーキング・グループの設置

2012年1月27日に、金融庁・金融審議会では、投資信託・投資法人法制の見直しに関する諮問が行われ、「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」(WG)が設置されました。以後このWGは、12年3月7日から同年10月26日にかけて合計11回開催され、現在も継続中です。

このWGでは、いわゆる運用報告書の改善等の問題も検討されていますが、特に一般投資家に販売される投資信託の商品内容についての規制を新設すべきか否かが重要な論点となっており、12年11月末ないし12月ころには一定の結論を出すものとみられます。

(2) 投資信託に関する(被害)相談状況

投資信託に関する現状に目を向けると、投資信託に関する(被害)相談は、近年増加の傾向にあります。例えば、国民生活センターに寄せられた投資信託に関する相談は、ここ5年間で約2倍に増加しています(PIO-NETより)。

そして、近時の相談の特徴として、いわゆるデリバティブを組み込んだ複雑な仕組みの投資信託に関する相談が、特に増加しているということが挙げられます。このような投資信託は、例えば「日経平均リンク型投資信託」といわれる投資信託の場合、デリバティブを組み込んだ特殊な債券(仕組債)に集中的に投資して、一定期間中に設定された価格(ノッ

クイン価格)を1度も下回らなければ、投資家は一定の配当金を得られますが、1度でも下回ると、元本が原則として毀損され、償還額が日経平均株価に連動することになるなど、商品の仕組みが複雑で、リスクが高いものとなっています。

このようなデリバティブを組み込んだ複雑な投資信託は、従来一般的であった株式や不動産等を投資対象とする投資信託とは根本的に異なるもので、プロである委託会社等に資金の運用を委ね、その運用が成功すれば利回りを得られるという、一般投資家がイメージする投資信託の在り方と全く異なる仕組みになっています。

(3) 現在の法令等

他方で、現在の投資信託及び投資法人に関する法律及び金融商品取引法では、いわゆる商品内容に関しては一般的な規制をしておらず、また個々の規制も極めて限定されたものとなっています。そこで、日弁連としては、これらの状況を踏まえ、投資家保護と公正かつ健全な市場を実現するという観点から、意見を述べたものです。

3 意見書の概要※

(1) 商品組成を規制する一般的規定の設置

第1に、いわゆる商品組成に関する一般的義務を定めた規定を定めるべきです。具体的には、商品組成において、当該投資信託が想定する顧客層に当該投資信託の特性やリスクが適合する合理的根拠を求めるとなどが考えられますが、このような一般的規定を置くことにより、政令やガイドラインで具体的な規制をおく際の論拠にもできるようになります。

(2) 商品組成に関する具体的規定の設置

第2に、具体的な規定としては、例えば、運用対象については、流動性がありかつ日々の市場価格情報入手できるものに限定することや、特に消費者(専門的知識や経験等が

十分でない一般顧客)が購入する投資信託については、市場における売却が可能で、一般投資家が客観的な市場価格を容易に確認することのできる上場有価証券等に限定することなどを検討すべきです。

また、その運用方法については、投資リスクの低減という観点から合理性が認められる範囲において分散投資を義務付けたり、デリバティブ取引については、リスクの量を一定の範囲で制限したり、特に消費者が購入する投資信託についてはデリバティブ取引の利用をヘッジ目的に限定することなどを検討すべきです。

4 まとめ

上記のような、投資家保護の観点から重要と思われる点について、WGが出す結論がどのようなものとなるかは、執筆時点(編者注:2012年11月上旬)では未だ定まっておりません。特に、本意見書が内容とする、勧誘規制にとどまらない商品規制の導入については、業界側の強い反対もあり、最終報告がどのようなものとなるか予断を許しません。当委員会(金融サービス部会)としては、その結論にかかわらず、今後も様々な形で更に意見を述べていきたいと考えています。

金融サービス部会
島 幸明(第二東京)

※ 「投資信託」とは、一般的に「委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託」(投資信託及び投資法人に関する法律2条3項)を意味しますが、本意見書では、主として「証券投資信託」(委託者指図型投資信託のうち主として有価証券に対する投資として運用するものであって、政令で定めるもの。同法2条4項)を念頭において意見を述べるものです。

特定商取引法の改正で「訪問購入」が規制対象に

1 はじめに

特定商取引法の改正（2012年8月10日成立、同月22日に公布、施行は2013年2月頃の予定）により、これまで国民生活センターでも注意喚起されていた「訪問購入」（業者が自宅に押しかけ、貴金属などを強引に買い取る商法）が特商法の第7類型として新たに規制の対象となり、訪問販売に類似した規制が設けられた他、訪問購入特有の規制も設けられました。とりわけ、オプトイン型不招請勧誘の禁止が導入されたことは、画期的であったと言えるかと思えます。

2 訪問購入の適用対象

「訪問購入」の規制対象は、当初は、被害が多発していた貴金属に限定されていましたが、最終的には、原則すべての物品（58条の4）となりました。他方、消費者の利益を損なうおそれがないと認められる物品又は規制をした場合に流通が著しく害されるおそれがあると認められる物品（58条の4）、購入業者がその営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受けることなどは通例であり、かつ、通常売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる取引態様（58条の17第2項2号）については、一部ないし全部が適用除外とされました。具体的な適用除外は、改正法の施行までに政令で定められることとなりますが、例外となる物品、取引態様については、限定的なものにするべきと考えます。その他、来訪要請を受けた場合（58条の17第2項1号）や営業のためである場合（58条の17第1項）などが適用除外となることは、訪問販売と同様です。

3 主な規制等

(1) 訪問販売同様の規制としては、氏名・勧誘目的等の明示義務（58条の5）、勧誘を受けることの確認義務（58条の6第2項）、再勧誘の禁止（同条第3項）などがあります。なお、勧誘を受けることの確認義務は、訪問販売では単なる努力義務で

あることに対して、訪問購入では、明示的な義務となっています。

そして、特筆すべきは、「勧誘の要請をしていない者」に対する営業所等以外の場所における勧誘等の禁止、すなわちオプトイン型不招請勧誘が禁止されたことです（58条の6第1項）。これは、当初の法案では含まれていなかったのですが、訪問購入における被害は、特定の物品で、一度、失われると回復が困難となる側面を有するもので、未然防止の必要性が高かったことから、修正案で盛り込まれました。高齢者は時には恐怖心から勧誘を拒絶できないこともあるため、事業者との接触自体を抑止する規制として、評価されます。ただ、適用除外となる「来訪要請」は、対象となる物品及び金額等を明示し、具体的に契約内容が特定された上での締結を請求した者というように、限定的に解すべきと考えます。

(2) 勧誘中の規制として、不実の告知等が禁止されていること（58条の10）も、訪問販売と同様ですが、取消権が存在しないことが異なります。しかし、一定の民事効を認めるべきであったと思えます。

(3) 契約時等の書面交付義務（58条の7等）及び、書面交付時から8日間のクーリングオフ（58条の14第1項）が可能なことやクーリングオフに関する制度内容等も、訪問販売と同様です。

ただ、訪問購入の場合、前記のごとく、対象が特定の物品であるため、購入業者が、当該物品を転売していたり、貴金属等では溶解処理をしていたりするなど、その返還を求めることが困難となる場合が想定されます。そこで改正法では、クーリングオフ可能期間中の引渡拒絶権を認め（58条の15）、購入業者は、消費者に対して、物品引渡拒絶権につき、告知義務があり（58条の9）、その旨は、書面記載事項ともされました。また、購入業者がクーリングオフ可能期間中に第三者に当該物品を引き渡すときは、遅滞なく、その消費者に対し

て通知するとともに（58条の11）、転売先となる第三者に対しても、クーリングオフされる可能性等を通知しなければならない（58条の11の2）とされています。そして、現実には消費者がクーリングオフを行使した場合には、善意・無過失以外の第三者に対抗することができる（58条の14第3項）、クーリングオフ行使時に、第三者に所有権を主張できる可能性を高めています。

4 今後の課題

以上のように、「訪問購入」という特性から、今回の改正は、勧誘前の不招請勧誘、契約後の引渡拒絶権、転売時の通知義務などの規制がなされました。しかしそれでも悪質な購入業者によって、善意無過失の第三者に転売されたり、溶解処理をされたりして、当該物品の返還を求めることができず、損害賠償等の金銭による解決を余儀なくされることはあり得ます。損害額の算定は、損害賠償である以上、原則として時価とならざるを得ませんが、その時価の算定が単なる時価（中古価格）となった場合、消費者としては、十分な救済が受けられないこともあります。

今回の改正の附則で、政府は、クーリングオフを行使した場合において、訪問購入に係る物品の占有を確実に回復し又は保持することができるようにするための制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされています（附則4条第1項）。今後の被害事例、救済方法には、十分、注視していく必要があるかと思えます。

信用法部会
松苗弘幸（埼玉）

東京

振込詐欺救済法に基づき銀行口座の凍結措置を要請した被害者側弁護士に対する損害賠償請求が棄却された事例 東京地裁平成24年9月13日判決（確定）

1 本件は、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（振込詐欺救済法）3条に基づき、「振り込め詐欺等不正請求口座情報提供及び要請書」（いわゆる日弁連書式）を使用して、銀行に口座凍結措置を求めた弁護士（被告）に対して、同口座の名義人（原告）が「被告が、本件口座が犯罪に利用されているとの証拠を全く有しないのに口座凍結要請をしたため、原告は取引先を失うなどの損害を負った」旨主張して、約1600万円の損害賠償を求めた事案です。

2 本件の前提となった被害は、既に多額の被害に遭っていた被害者（91歳女性）が、氏名不詳者から「被害を取り戻すために社債を購入しないか。発行会社は紹介する。」旨の勧誘を受け、これを信じ発行会社から紹介された貸金業者から自宅を担保に融資を受けた後、当該貸金業者の従業員が指定する複数の銀行口座（このうちの1つが原告名義）に、融資金の大半を振り込まされたという事案でした（劇場型・自宅乗っ取り型詐欺）。

3 本判決は、①被告が被害者との面談により事実経過を把握し、資料を精査して被害者の認識との整合性を確認することで被害者の供述の正確性を確認していることから、その調査に不十分な点があったとはいえない、②被害者の

供述や資料を総合すると、本件口座が犯罪に利用されていると考えるにつき合理的な理由があったというべきと指摘して、被告の行為は不法行為には当たらないとして原告の請求を退けました。なお、原告は、被告が③被害者に係わった他の業者等に口座名義人による詐欺の有無を問い合わせるべき、④口座名義人の登記事項証明書を取得するべき、とも主張していましたが、本判決はいずれも「その必要はない」と判示しています。

4 本判決は、振込詐欺救済法3条に基づく預金口座の凍結の主体はあくまで金融機関であるとしつつ、被害者側の弁護士が口座の凍結措置を要請する（口座の不正な利用に関する情報を提供する）際には、当該口座が振込利用犯罪行為（同法2条3項）に利用されているかどうかにつき一定の調査義務を負うことを明らかにした点、調査義務として、口座名義人の関係者への問合せや登記事項証明書の取得までは不要とした点において、事例判断とはいえ意義があるものと思います。今後、調査義務の具体的な範囲及び程度について、更なる判断の集積が望まれるところです。

消費者教育ネットワーク部会
中村新造（第二東京）

大阪

電話機等の提携リース被害集団訴訟において、リース会社の監督責任を認めた判決 大阪地裁平成24年7月27日判決（双方控訴）

1 本件は、販売店の訪問販売員により、「電話機が使用できなくなる」、「電話料金が安くなる」、「いつでも解約できる」等の詐欺的勧誘で電話機等のリース契約を締結させられた顧客ら28名と保証人ら15名が原告となって、のべ41件のリース契約につき、リース会社のクレディセゾンおよび提携販売店7社に対し、損害賠償等を求めた事案です。

2 本判決は、リース会社は、原則として提携販売店の勧誘方法等営業活動を管理、監督する義務を負わないとしつつ、「リース会社が提携販売店の違法行為を知り、又は知り得たにもかかわらず漫然と顧客とリース契約を締結した」というような特段の事情が認められる場合には、リース会社は、提携販売店に違法な営業活動がないかを調査し、必要に応じて、両者の法律関係及び経済的影響力に応じた指導・監督をすべき注意義務があったものとして、不法行為責任を負う」と判示し、実質的にリース会社の加盟店管理義務を認めました。

その上で、リース会社に寄せられたクレームや新聞報道などから、「遅くとも平成17年11月初めには、電話機等のリース契約に関して、提携販売店が違法勧誘を行うことがあるとの社会的認識が広く形成されていた」と認定し、同時期以降に締結されたリース契約に関し、提携販売店によ

る違法な勧誘の実態を認定し、販売店管理義務違反に基づく既払リース料と弁護士費用相当額の損害賠償を認めました。

3 また、特商法26条1項1号の「営業のために若しくは営業として」の解釈につき、「相手方の属性や経費計上の有無といった形式的側面のみならず、事業内容、当該商品の使用目的、使用状況、当該商品の設置場所等といった当該取引の実体的側面も考慮して判断すべきである。」として、個別の事情を詳細に検討した上、鉄工所、飲食店、幼児教室、印刷所、瓦販売施工等を営む個人事業主、板金塗装業を営む株式会社等についてもクーリングオフを認めました。

4 本判決は、何よりも提携リースというビジネスモデルの問題点に正面から切り込み、リース会社の提携販売店に対する監督責任を認めた点で画期的な判決です。

他方、一般人より情報を得やすいはずのリース会社の監督責任の発生時期が遅きに失している点、提携販売店による詐欺をリース会社にとっての第三者詐欺（民法96条2項）としている点等につき、現在、控訴中です。

土地・住宅部会
三浦直樹（大阪）

消費者問題 文献・催事紹介

文献紹介 消費者事件実務マニュアル—被害救済の実務と書式—（補訂版）

本書は、福岡県弁護士会の消費者委員会が企画執筆したもので、2011年3月に初版が、2012年6月に補訂版が発刊されました。

第1編では、「住宅リフォーム」など32の被害類型ごとに、典型的な被害の内容、適用法令、参考判例・参考文献を記述し、全ての被害類型について、内容証明などの書式が添付されています。第2編では、保全・執行や移送・文書提出命令など、被害救済の過程で問題となる法的手続について解説されています。第2編でも、11の全ての項目において、参考書式例が添付されています。

近時、投資被害をはじめとして、消費者をめぐる紛争事例は増加傾向にあり、公刊物にも多数の判例が掲載されています。初版

では約500の判例が掲載していましたが、補訂版ではさらに約60の判例が追加されました。

消費者被害救済に取り組む会員に役立つ書物としてご紹介いたします。

A 5判 471頁／3990円（税込）
福岡県弁護士会消費者委員会編
民法法研究会



文献紹介 中小事業者の保護と消費者法—ドロップシッピング、提携リース、フランチャイズ、不動産サブリースをめぐる—

本書は、2011年秋に開催された近弁連大会におけるシンポジウム「中小事業者の保護と消費者法～契約弱者の救済に向けて～」と大会決議「契約弱者としての中小事業者の保護の拡充を求める決議」をとりまとめたものです。

研究報告では、中小事業者が巻き込まれている取引被害の実情を明らかにするとともに、救済に向けた検討が紹介されています。実行委員らの渾身の研究発表です。

パネルディスカッションは、加藤雅信教授、河上正二教授、池本誠司弁護士、金子武嗣弁護士の4名のパネリストの議論です。大会直後より多方面から活字化の要望が寄せられたほど、示唆に

富む内容です。

本書の価値は、実務的な参考書であるとともに、「消費者保護とは何か」「民法とは何か」を考え直すことを求める強烈な問題提起にあると思われます。

A 5判 356頁／3465円（税込）
近畿弁護士会連合会・大阪弁護士会編
民法法研究会



催事 第47回 全国証券問題研究会・富山大会

日時：2013年2月15日(金) 11時～18時、16日(土) 9時～12時

場所：富山国際会議場大手町フォーラム（富山市大手町1-2：JR 富山駅からセントラム（市内電車）で約7分）

問合先：弁護士 野澤健 電話 075-231-1106

充実した内容の入門講座があると共に、志谷匡史神戸大学教授によるご講演をはじめ証券取引から金融デリバティブ取引まで各種金融商品取引被害救済に役立つ実践的且つ理論的なプログラムを多数準備しております。多数のご参会をお待ちしております。なお、本研究会の参加資格は、個人投資家側で金融商品取引被害事件を担当する弁護士であり、①過去4大会のいずれかに出席している方、②本研究会地区幹事を含む2名の推薦を受けた方等に限定させて頂いております。

編集後記

私は、2006年度、2007年度と、ニュース出版部に所属していましたが、弁護士会の副会長になるにあたり退任。今度は後任者が副会長になるので、今年から4年ぶりに復帰しました。5年ぶり2度目の編集長です。

委員会内に知らない部会が結構増えていたのにも驚きましたが、ニュース出版部の運営でも、

編集の仕方が変わっていたり、年号の表記が変わっていた（昔は年号元号併記でした）りと、すっかり浦島太郎状態でした。考えてみると、消費者問題そのものもかなり様変わりしていますね。

出資法所定の制限利率が改正されたり、クレジットに関する規制が強化されてクレジットがらみの悪徳商法が激減したり。私が弁護士になっ

た12、3年でもずいぶん変わりました。

今はサクラサイトや投資詐欺など、悪徳とか何とか以前に完全に詐欺の事件が花盛りですが、これらについても、どんどん取り組んで撲滅へ向けて頑張っていかなければいけませんね。

大村真司（広島）